

4 基盤整備 (1～3に掲げる今後の取組の関連事項を再掲)

対策の方向性

(相談及び治療等の拠点の整備)

アルコール健康障害の相談拠点を明確化するとともに、アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関を定め、支援体制の整備を進めます。

(1) 相談拠点の明確化及びアルコール依存症専門医療機関の指定

- 県精神保健福祉センター及び県保健所を相談拠点として明確に位置づけ、相談体制を整備するとともに、県のホームページやリーフレット等により広く県民に周知します。(P23 参照) (健康福祉部)
- 家族等が気軽に相談ができるよう、県精神保健福祉センターに専用電話による相談窓口を設置します。(P23 参照) (健康福祉部)
- 県保健所においては、精神科医師や自助グループの酒害相談員等によるアルコール専門相談を実施し、相談体制を整備します。(P23 参照) (健康福祉部)
- 名古屋市においては、市精神保健福祉センターにおいて、精神科医師等によるアルコール専門相談が実施できるよう体制整備を推進します。(P23 参照) (名古屋市健康福祉局)
- アルコール健康障害を有する者やその家族が適切な相談から、治療、回復支援につながるよう、衣浦東部保健所の取組をモデルとして、全ての県保健所において、関係機関との連携推進会議や事例検討会、研修会等を実施し、地域の実情に応じた連携体制の構築を進めます。(P23 参照) (健康福祉部)
- 名古屋市においては、関係機関との連携推進会議や研修会等を実施し、連携体制の構築を進めます。(P23 参照) (名古屋市健康福祉局)
- アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関については、国の指定要件を踏まえたうえで、アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関を県内で2か所以上、指定します。(P32 参照) (健康福祉部)

- 専門医療機関においては、研修や会議等により、一般医師の診断技術の向上や一般医療機関、精神科医療機関、民間団体等の関係機関との連携強化を進めます。(P32 参照) (健康福祉部)

対策の方向性

(人材育成・確保)

アルコール健康障害対策を発生予防、進行予防、再発予防の各段階において効果的に推進するため、保健、医療、福祉及び教育等の各分野において、知識や技術等を習得するための研修等の実施により、人材の育成・確保を図ります。

(2) 人材の育成・確保等

- 学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教員等を対象とした研修会等において、関係機関と連携し、アルコール健康障害の知識の普及に努め、人材育成を図ります。(P18 参照) (健康福祉部)
- 酒類事業者に対し、未成年者への販売禁止の周知徹底と酒類販売管理者に対する業務研修の受講促進を図ります。(P20 参照) (健康福祉部)
- 適切な相談支援を行うため、県精神保健福祉センターにおいて、保健所、市町村等の担当職員を対象とし、アルコール健康障害に対する正しい知識と相談支援技術の習得のための研修を実施します。(P23 参照) (健康福祉部)
- 市町村等が健診・保健指導において適切な早期介入を行うことができるよう、その手法(危険な飲酒や有害な飲酒への有効性が国際的に示されている介入手法であるブリーフインターベンションを含む。)について、国における効果検証の調査研究を踏まえつつ、SBI RT(エスバート)等に関する情報提供を積極的に行います。(P26 参照) (健康福祉部)
- 働き盛りの世代への働きかけとして、愛知労働局を始めとした産業保健分野の関係機関と連携し、職場の健康管理の担当者等の研修の場等を活用しながら、アルコール健康障害についての知識普及を図り、人材育成に努めます。(P26 参照) (健康福祉部)
- 自殺対策として取り組んでいる自殺予防ゲートキーパー養成研修等において、民生委員や地域住民、薬剤師、司法書士、生活保護担当者等を対象にアルコール関連問題についての知識普及等を図り、地域や様々な分野における人材を養成します。(P30 参照) (健康福祉部)

- 内科等の一般診療所や病院の医師及び医療従事者に対し、アルコール依存症の正しい知識と早期介入の手法等の研修を実施するなど、人材育成を推進します。(P32 参照) (健康福祉部)

- 専門医療機関においては、研修や会議等により、一般医師の診断技術の向上や一般医療機関、精神科医療機関、民間団体等の関係機関との連携強化を進めます。(P32 参照) (健康福祉部)